号

環境 省組 織 令の一 部を改 正する政令

内 閣 は、 国家行 政組織法 (昭 和二十三年法律第百二十号) 第七条第四項及び第五項、 第二十条第一項並び

に第二十一 条第三項及び第四項並びに環境省設置法 (平成十一年法律第百一号) 第十二条第三項の規定に基

づき、 この政令を制定する。

環境 省 組 織 令 (平成十二年政令第二百五十六号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「放射性物質汚染対処技術統括官の」を「総合環境政策統括官の」に、 「第十八条」を「第二十二

条」に、 総合環境政策局 (第十九条 一第二十六条)」 を 「地球環境局 (第二十三条―第二十七条)」に、

地 球環境局 (第二十七条 -第三十条) _ を 「水・大気環境局 (第二十八条 第三十三条) に、 水 · 大

気環 境 局 (第三十一条—第三十六条)」 を 「自然環境局 (第三十四条 -第三十九条) に、 自 然 環 境 局

第三十七条 第四十二条) を 「環境再生・ 資 源 循環局 (第四十条 第四十四条)」 に改め、 「第六款 放

射性: 物質汚染対処技術統括官 (第四十三条)」 を削 り、 「第四 1十四条-第四十六条」 を 「第四十五条 第四

十七条」 に、 「第四十七条」 を 「第四十八条」 に、 「第四十八条」 を 「第四十九条」 に改める。

第四十八条の 表東北 地方環境 事務所の項中 一 山 .形県 福島県」 を「山 『形県」 に改め、 同項の次に次のよう

に加える。

福 島 地 方 環 境 事 務 所

> 福 島 市

福 島

県

第四 + 八条を第四 十九条とする。

第四 章中: 第 四 $\overline{+}$ 七条を第四 十八条とし、 第三章中第四十六条を第四十七条とし、 第四 十五条を第四十六条

とし、 第四 十四四 『条を第 匹 十五五 条とする。

第二章第 節 \mathcal{O} 節 名中 放 射 性物質汚染対処技術統括 官 を 「総合環境政策統括官」 に改める。

第二条の見出し中 「放射性物質汚染対処技術統括官」 を 「総合環境政 策統 括官」 に改 め、 同 条第一 項中

総 合環境 政 策局 地 球 環 境 局

を

地

球

環

境

局

放射:

性物質汚染対処技術統括官」

を

「総合環境政策統括官」

に、

水 大気

環

境 局

水 大気環境 局

自然 環 境局

自然環境局 環境再生 資源循

環局」

第三条第一項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下

げ、第十号の次に次の一号を加える。

広報に関すること(地 球環境局の所掌に属するものを除く。)。

第三条第一項中第二十四号から第二十七号までを削り、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二

十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

二十六 環境調査研修所の業務に関すること。

第三条第一項中第二十一号を第二十三号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号

を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

十七 地方における環境省の所掌事務に関する調査、 資料の収集及び整理に関すること。

第三条第 一項第二十八号から第三十二号までを次のように 改 め

二十八 環境の保全に関する基本的な政策の企画 及び立案並びに推進に関すること(他局の所掌に属する

ものを除く。)。

二十九 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(他局 の所掌に属するものを除く。

۰

三十 地球環境保全、 公害の防止並びに自然環境の保護及び整備 (以 下 「地球環境保全等」という。 に

関する関係行政機関 この経費の見積りの方針の調整に関すること。

三十一 地 球 環境保全等に関する関 係 行政 機関 の試験研究機関 の経費 (大学及び大学共同 利用機関 の所掌

に係 るもの を除 **\bar{\}** 次条第三号、 第十六条第九号及び第二十四条第四号において同じ。) 及び 関 係 行 政

機関 0 試 験研究委託費の配分計画に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。

三十二 国土利用計画 (国土利用計画法 (昭和四 十九年法律第九十二号)第四条に規定する計 画 をいう。

第十七条第四号にお いて同じ。 のうち全国計 画 (同法第四条に規定する全国計画をいう。 同号におい

て同じ。) の作成に関すること (環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)。

第三条第一 項中第三十四号を第四十七号とし、 第三十三号を第四十六号とし、 第三十二号の次に次の十三

号を加える。

三十三 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

三十四 公害の防止 のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

三十五 石 綿 に ょ る 健 康 被 害 \mathcal{O} 救済に関すること (他 の府 省 \mathcal{O} 所掌 に属す るものを除く。

三十六 環境の 保全の 親点かり らの温 室 効果ガス (大気を構成する気体であって、 地表からの赤外線を吸収

Ļ 及びこれを放射する性質を有するものをいう。 以下同じ。) の排出の抑制に関する基準、 指針、 方

針、 計画その他これらに類するもの (以 下 「基準等」という。) の策定及び 規制その 他これ に類するも

 \mathcal{O} (以 下 「 規 制等」 という。)に関すること (地方: 公共団体実行 計 画 地 球 温 暖 化 対 策 \mathcal{O} 推 進 に 関 する

法律 (平成十 年法律第百十七号)第二十一条第一 項に規定する地方公共団 体実行計 画 をいう。 第十 -七条

第五号において同じ。) その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出 の抑制に関する施策に関する

ものに限る。)。

三十七 環境の保全の観点からの工場立 地の規制に関する基準等の策定及び当該規制 の実施 に関すること。

三十八 環境 \mathcal{O} 保 全 $\overline{\mathcal{O}}$ 観 点か らの 化学 物質 の審 査 一及び製造、 輸入、 使用その 他 0) 取 扱 1 0 規制 に 関する基

準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

三十九 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理

を事 業 所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 量 一の把握 並び、 に化学物 質 $\widehat{\mathcal{O}}$

管理 \mathcal{O} 改 善善 \mathcal{O} 促 進に関する環境の保 全 $\overline{\mathcal{O}}$ 観 点 から \mathcal{O} 基 準 . 等 \mathcal{O} 策定並びに当該観点から $\bar{\mathcal{O}}$ 当該 把握され た

化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。

兀 + 環境 の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関す

ること。

兀 十 大阪 湾臨 海 地域開發 発整備法 (平成四年法律第百十号) の施 行に関すること。

兀 十二 次に掲げる事務のうち環境省 の所掌に係るものの総括に関すること。

1 環 境 の保全上の支障を防止するための経済的措置 に関 環境基本法 (平成五年法律第九十一号)

第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。

口 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。

ハ 事 業者及 び 玉 民 \mathcal{O} 環境 \mathcal{O} 保全 に 関する理 解 \mathcal{O} 増 進 に関すること。

= 事業者、 国民又はこれらの者 の組織する民間 間の団体 (第十八条において 「事業者等」という。)が

自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

ホ 環境 の保全に関する研究並びに技術 の開発及び普及に関すること。

へ 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。

兀 十三 国立 立研究開 記 発法人国立 環境研究所の業務に関すること。

兀 十四四 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵 ・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関す

ること。

兀 十五 第二十八号から前号までに掲 げるも 0 0) ほか、 専ら 環境 の保全を目的とする事 務及び 事 業 に . 関 す

ること並びにその 目 [的及び 機能 の 一 部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境 0 保全の観点

か らの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること (他局の所掌に属するものを除く。

第三条第二項を次のように改める。

前 項第二十八号及び 第二十九号に掲げ る事 務 **人**の 健 康 を 損 なう お それ 又は 動 植 物 \mathcal{O} 生 息若 しく

は生育に支障を及ぼすおそれ がある化学物質による環境 \mathcal{O} 汚染であ ってそ \mathcal{O} 発生機 構 が 般 的 に 明ら かと

な らって 1 ない もの (以 下 「発生機構 が 未解明な化学物質汚染」という。) の防 止 のために行うもの に 限る

同項第三十三号、 第三十五号、 第三十八号及び第三十九号に掲げる事務並 びに同 項第四 1十五号 に掲

げ る事 務 (発生 機 構 が 未 解 明 な化学物質汚染 \mathcal{O} 防 止 のために · 行う ŧ \mathcal{O} に限 る。 を つかさどる。

第四条を削る。

第五条第四号中 「総合環境政策局」 を「大臣官房」に改め、 同条第十一号中 「特定有害廃棄物等」 の 下 に

特定有 害廃 棄 物等 \mathcal{O} 輸 出入等の規制 に関する法律 平 成四年法律第百 [八号) 第二条第 項に規定する特

定有 害廃 棄 物 等 を 1 う。 第七 条第三号及び)第四· 十三条第一号に お 7 て 同じ。 を、 規 制 に関 すること」

の 下 に 「(貿易管理に関するものを除く。 第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。 を加え、

同条を第四条とする。

第六条第一号及び第二号中 「大臣官房及び 地球環境局 の所掌に属するも の 並 び に発生 機 (構が・ 未解明な化学

改め、 第十 境 局 + 物質汚染 を同条第十号とし、 に改め、 -七号中 号に掲げる事務並びに」を 及び 第九号を第七号とし、 防止 環 の防止のために行う」を 境 同号を同条第九号とし、同条第十二号中「大臣官房」を 「大臣官房 育 のために行うもの」 生 資 同条中第十三号を第十一号とし、 廃 源 棄物 循環 第十号を第八号とし、 局 リサ \mathcal{O} 「第三条第一項第三十三号、 所掌 の 下 に 「発生機構が未解明な化学物質汚染の防止 イクル に 属する」 「並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するもの」 対策部 に \mathcal{O} 所掌 改 同 第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、 条第十一号中 め、 に 属 同 第三十四号及び第三十八号に掲げ す 条中第六号及び第七号を削 るも 0, 「環境再生・ 「大臣官房」 第四 条第 のために行うもの並 資源 を 項第六号、 「環境 循 環局」 り、 再生 第 を加え、 第七 る事 に改め、 八号 資 びに地球環 を第 号及 源 務、 循 同号 同 同 び 環局 六 号 に 第 条 号

に改め、 第七 条第六号中 同条を第六条とし、 「第三十九 条 同 条の次に次の一 第五号及び第 四十条第二号」 条を加える。 を「第三十六条第五号及び第三十七条第二号」 を同条第十五号とし、

同条を第五条とする。

環境再生・資源循環局の所掌事務)

第七条 環境再生 資 《源循環! 局 は、 次に掲げる事務をつかさどる。

環境 の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(原子炉の運転等 (原子力

損 害 \mathcal{O} 賠 償 に 関 す る法 律 (昭 和三十六年 法 律 第 百 兀 + 七 号) 第二条第 項 E 規定す る 原 子 炉 \mathcal{O} 運 転 等を

1 、 う。 第四十二条第四号及び 第四 十 四条第六号にお いて同じ。) に起因する事 故によ り放出 「され た放 射

性物質による環境の汚染への対処 (以下「原子力災害からの環境の再生」という。) 並びに資源 の再利

用 *の* 促 進 並びに廃棄物 (廃 棄物 \mathcal{O} 処理及び清掃に関する法律 (昭 和 匹 十五 年法律第百三十七号。 以下「

廃 棄 物 処 理 法 という。 第二条 第 項に 規 定する廃 棄物 をいう。 第二十一 条第一号、 第四 1十二条 第 加

号及び 第四 十 兀 条第六号を除き、 以下同じ。 0 排 出 (T) 抑 制 及び 適正な処理 (浄化槽による L 尿 及 び 雑

排 水 の処理を含む。 以下同じ。) 並びに清掃 (ねずみ、 蚊、 はえその他の動 物であって人の健康 又は生

活環境 を害するおそれのあるも の の 駆除を含む。 第四号及び第四十二条第三号において同じ。) (次号

並 び に 第四 + 条第二号及 び第三号に お 1 て 「 資 源 \mathcal{O} 循 環利 用 等」という。) に係 る ŧ 0 に限り る。)。

環境 0) 保全に関する関係 行政 機 関 0 事 務 0 調 整に関すること(原子力災害からの環境の 再生及び資源

の循環利用等に係るものに限る。)。

三 特定 有害 廃棄物 等 の輸出、 輸入、 運搬及び処分の規制に関すること。

兀 廃棄物の排出 の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。

五 原子力災害からの環境の再生に関すること。

六 環 境 \mathcal{O} 保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関す

ることで

七 環 境 の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八 下水 道 \mathcal{O} 整備等に伴う一 般廃棄物処理業等の 合理化に関する特別措置法 (昭和五十年法律第三十一号

)の施行に関すること。

第八条を次のように改める。

(総合環境政策統括官の職務)

第八条 総 合環境 政 (策統括) 官は 環境省 \mathcal{O})所掌事; 務に関する総合的 な政 策の企画及び立案並びに当該政策を

実施するために必要な環境省 の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

第十一条を削る。

第十条第一項中 「六人」 の下に「(うち一人は、 関係のある他の職を占める者をもって充てられるものと

する。)」を加え、 第二章第二節中同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(次長)

第十条 環境再生・資源循環局に、 次長一人を置く。

2 次長は、 局長を助け、 局 の事務を整理する。

第十二条の 見出 し 中 「課」 を 「課等」 に改め、 同条第一 項 中 「廃棄物 ・リサ イクル対策部」

を

環境保健

「会計課

総合政策課

「会計課」 を 環境計 画 課 に改め、 同条第二項中「 「廃棄物・リサイ

部

に、

「三課」

を「七課」に、

環境経済 済 課

環境影響評価課」

環境保健

環境安全

「企画課

クル

対策部」

を

「環境保健部」

に、

「三課」

を

「二課及び参事官一人」に、

廃棄物対策課

を

企画管理課

に改める。

課

第十四条第五号中「こと」の下に「(総合政策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、 同条中第七号

を削り、 第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、 第十三号を

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を削り、

第十六号を第十三号とする。

(総合政策課の所掌事務)

第十六条 総合政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

環境 省 $\overline{\mathcal{O}}$ 所掌事 務に関する総合調整に関すること(環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に

係るものに限る。)。

- 環境省の行政の考査に関すること。
- \equiv 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

兀 環境 調 查研修所 の業務に関すること (環境保健部の所掌に属するものを除く。)

五 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

六 環 境 の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並び に推進に関すること(他局並びに環境保健部並

び に環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。)。

七 環境 の保全に関する関係 行政機関 \mathcal{O} 事 務 の調整に関すること(他局並びに 環境保健部並 び に 環境

計画

課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。)。

八 地球 環境保全等に関する関係行政機関 試 験 研究機関に限る。)の経費の見積りの方針 の調整に関す

ること。

九 地球 環境保全等に関する関係行 改機関 の試 験研究機関 の経費及び 関係 行政 人機関 の試 験研究委託費 の配

分計 画 に関すること(地 球 環境 局 \mathcal{O} 所掌 に 属するものを除く。)。

+ 環境 省の)所掌事; 務に関する研究並びに技術 \mathcal{O} 開発及び 普及に関する事務の総括に関すること。

十 一 大臣官房の所掌事務 (環境保健部並 立びに秘 書課、 総務課及び会計課の所掌に属するものを除く。)

に関する基本的かつ総合的な政策の総括に関すること。

十二 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

十三 独立 一行政法: 人環境再生保 全機 構 及び 中 間 貯 蔵 環境安全事業株式会社 (T) 組織及び 運営 般に関う する

こと。

十四四 前各号に掲げるもののほか、 専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目

的及び機能 の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点か らの基準 等 の策定

及び当時 該 観 点 カン 5 \mathcal{O} 規 制 等 に関すること(他 局並びに環境 保 健 部 並 びに 環境 計 画 課、 環 境 経 済 課 及 び 環

境影響評価課の所掌に属するものを除く。)。

十 五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、 当該重要政策に関し

て閣 議 において決定された基本的な方針に基づいて、 行政各部 の施策の統一 を図るために必要となる企

画及び立案並びに総合調整に関すること。

(環境計画課の所掌事務)

第十七条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

環境基本計画 (環境基本法第十五条第一 項に規定する計画をいう。) に関すること。

環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る環境

 \mathcal{O})状況 を考慮して講じようとする施策を明ら かにした文書に関すること。

三 地 球 環境保全等に関する関係行政機関 (試 験研究機関を除く。) の経費の見積りの方針の調整に関す

ること。

兀 国土利 用 計画のうち全国 計画の作成に関すること(環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限

る。)。

五. 環境 の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(

地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するも

のに限る。)。

六

大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。

七 環境 省の)所掌事; 務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

(環境経済課の所掌事務)

第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(事業者等が自ら行う環境
- 0) 負 荷 \mathcal{O} 低 減 0 ため \mathcal{O} 取 組 の促 進 に係る るも $\overline{\mathcal{O}}$ (他局 \mathcal{O} 所掌に属するものを除く。) に限
- 環境 \mathcal{O} 保全に関する関係 行政機 関 0 事 務 0 調 整に関すること(事業者等が自ら行う環境への負荷の低
- 減のための取組 の促進に係るもの (他局の所掌に属するものを除く。) に限る。)。
- 三 公害 の防 止 のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
- 兀 次に 掲 げげ る事 務 のうち環境 省 \mathcal{O} 所掌に係 るも 0 の総括 に 関すること。
- 1 環 境 の保全上の支障を防止するための経済的措置に関 Ļ 環境基本法第二十二条に定めるところに
- より行う事務に関すること。
- 口 環境への 負荷 の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。
- ノヽ 事 業者及 び 玉 民 0 環境 0 保全 に 関する 理 解 \mathcal{O} 増 進 に関すること。
- 二 事 業者等 が 自 発的に行う環境 の保全に関する活動 \mathcal{O} 促進に関すること。
- 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法 (平成十五年法律第四十三号
- 第十条第一 項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、 専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的

及び 機能 の 一 部 に環境の保全が含まれる事 務及び事業に関する環 境 の保 全の 観点から 基準 等 Ò 策 定に

関すること(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの (他局 の所掌に属

するものを除く。)に限る。)。

第二章第三節第二款の款名を削る。

第十九条 から第二十二条までを削り、 第二十三条を第十九条とする。

第二十四条中第八号を削り、 第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、 第一号の

次に次の一号を加える。

環境 調 査研修所の業務に関すること(第四十八条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。)。

第二十四条を第二十条とし、 第二十五条を第二十一条とし、第二十六条を第二十二条とする。

第二十七条の見出し中「課」を「課等」に改め、 同条中「三課」の下に「及び参事官一人」を加え、

章第三節第三款中同条を第二十三条とする。

第二十八条を第二十四条とする。

第二十九条第一号中 「総合環境政策局」を 「大臣官房」に改め、 国]際連 獲課」 の 下 に 「及び参事官」を

加え、 同条 第二号中 「及び次条第一号」 を 次条第 号及び第二十七条」 に 改め、 玉 際 連 携 課 \mathcal{O} 下に

「及び参事官」を加え、同条を第二十五条とする。

第三十条第一号中「こと」の下に 「(参事官 の所掌に属するものを除く。 を加え、 同条を第二十六条

とし、第二章第三節第三款中同条の次に次の一条を加える。

(参事官の職務)

第二十七条 参事官は、 命を受けて、 地球 温 暖化の防止に関する国際協力、 国際機関及び国際会議並びに海

外との連絡 に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

第二章第三節第三款を同節第二款とする。

第二章第三節第四款中第三十一条を第二十八条とする。

第三十二条第二号及び第三号中「大臣官房及び 地球環境 局 の所掌に属するもの並びに発生機構 が 未解明な

化学物質汚染の防止 のために行う」を 「発生機構が 未解明な化学物質汚染の防止 のために行うも $\overline{\mathcal{O}}$ 並 び に 地

球環境局 及び 環境再生· 資源/ 循 環局 の所掌に属する」 に改め、 同条中第七号及び第八号を削り、 第九号を第

七号とし、 同条第十号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、 同号を同条第八号とし、 同条中

第十一号を第九号とし、 第十二号を第十号とし、 同条を第二十九条とする。

第三十三条を第三十条とし、第三十四条を第三十一条とする。

第三十五条第五号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、 同条第九号中「第六条第十七号」

を 「第五条第十五号」に改め、 同条を第三十二条とする。

第三十六条第五号中 同条を第三十三条とする。

「第六条第十七号」を

「第五条第十五号」に改め、

第二章第三節第四款を同節第三款とする。

第二章第三節第五款中第三十七条を第三十四条とし、第三十八条を第三十五条とする。

第三十九条第一号中「いう。)」の下に「その他自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の基礎と

なる事 事項の調 査及び分析並びに情報 の収 集、 整理及び提供」 を加え、 同条を第三十六条とし、 第四十条を第

三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、 第四十二条を第三十九条とする。

第二章第三節第五 款を同節第四款とする。

第二章第三節第六款を削る。

第二章第三節に次の一款を加える。

第五款 環境再生·資源循環局

(環境再生・資源循環局に置く課等)

第四十条 環境再生・資源循環局に、 次の三課及び参事官四人(うち一人は、 関係のある他の職を占める者

をもって充てられるものとする。)を置く。

総務課

廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

(総務課の所掌事務)

第四十一条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

環境 再生· 資源循環局 \mathcal{O} 所掌事務に関する総合調整に関すること。

環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(資源の循環利用等に係る

ものに限る。)。

三 環境 の保全に関する関係行政機関 の事務の調整に関すること(資源 の循環利用等に係るものに限る。

_

兀 廃 棄 物 0 排 出 \mathcal{O} 抑制及び 適正な処理に関すること(廃棄物の再 生に係るもの (廃棄物処理 法 の施 行に

関すること、 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中間 貯 蔵 環境 安全事 業株

式会社の行う中間 貯蔵 ·環境安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号) 第七条第一 項第一号か

ら第四 号までに掲 げる業務 及びこれらに 附 |帯す る業務に関することを除く。)に限る。

五. 廃 棄 物 0) 処 理 施 設 0 整 備 に 関する計 画 0 立案に関すること。

六 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。

七 環 境 0 保全 \mathcal{O} 観点から $\overline{\mathcal{O}}$ 資源 の再 利 用 の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八 前各号に掲 げ え も 0) \mathcal{O} ほ か、 環境 再 生 資 源 循環! 局 0 所 掌事 務 で他 0 所掌に 属 Ĺ な いも のに関するこ

کے

廃棄物適正処理推進課の所掌事務

第四 十二条 廃棄物 適 正 近理推; 1進課: は、 次に掲げる事務をつかさどる。

般廃棄物 (廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。 の排出の抑制及び適正な処

理に 関 すること **(総** 務 課、 廃棄; 物 規 制 課 及 び 参 事 官 \mathcal{O} 所掌 に . 属 す るも 0) を除く。

二 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること。

三清掃に関すること。

兀 原子 炉 \mathcal{O} 運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物 (ごみ、 粗大ご

み、 燃え殻、 汚泥、 ふん尿、 廃 油 廃酸、 廃アル 力 Ĭ, 動 物 \mathcal{O} 死 体そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 汚 物 又 は 不 -要物 で あって、

固 形 状 又は液 状 \mathcal{O} ŧ のをい V. 廃 棄 物処理法 第二条第一 項に規定する廃棄物を除 **\bar{\c}** 第四 十 匹 条第六号

12 お 1 て同じ。 0 適正な処理に関すること (参事・ 官の所掌に属するものを除く。)。

五. 環境 \mathcal{O} 保全 \mathcal{O} 観点から の下 水道 の終 末処理! 場 0) 維持 及び管理に関する基準 等 の策定及び規制等に関す

ること。

六 下水道 の 整備等に伴う一 般廃棄 物 処理業等の合理化に関する特別措置法 0 施行に関すること。

七 環境 再生 資源 %循環局 \mathcal{O} 所掌事 務に関する技 徐の記 開発及び普及に関する事 務の総括に関すること(原

子力災害からの環境の再生に係る技術に関するものを除く。)

(廃棄物規制課の所掌事務)

第四十三条 廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

特定 有害廃 棄物 等 \mathcal{O} 輸 出 輸入、 運搬 及び 処分の規制に関すること。

産業廃棄物 (廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。) の排出の抑制及び適正な処

理に関すること(総務課、 廃棄物法 適 正 処理推進 課及び参事 官の所掌に属するものを除く。

三 廃 棄 物 \mathcal{O} 処理に . 関 する基 準 -に関 す ること **(総** 務課 \mathcal{O} 所掌 に属す る も \mathcal{O} を除く。)。

兀 爆 発 性、 毒 性、 感染性そ \mathcal{O} 他の人の 健康 又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する

廃棄物の適正な処理に関すること(ポリ塩化ビフェニル 廃棄物 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物 0 適 正 な処

理の 推 進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五号) 第二条第一 項に規定す るポリ塩 化ビフェ 二

ル 廃 棄 物 を 1 う。 次条第三号にお 7 て同じ。 0 確 実 か つ適 正 な 処 理 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る ŧ \mathcal{O} を除

五 独立 一行政法· 人環境 再生保全機構 の行う業務 (廃棄物 処 理法第二 八 条の 五 第三項 (廃棄 物 処 理 法第十五 条

の 二 の 四にお いて準用する場合を含む。 の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。 に

関すること。

(参事官の職務)

第四 十四四 条 参事官は、 命を受けて、 次に掲げる事務を分掌し、 又は環境再生・資源 派循環局 6 の所掌 事務 に関

する重要事項についての企画及び立案に参画する。

環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(原子力災害からの環境の

再生に関することに限る。)。

環 境 の保全に関する関係 行政 機関 0 事務の調整に関すること(原子力災害からの環境の再生に関する

ことに限る。)。

 \equiv ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること(総務課の所掌に属するものを

除く。)。

兀 廃棄 物 \mathcal{O} 処理 に伴 11 環境 の保全上 の支障が 生じた場合における当該支障 の除去に関すること。

五. 災害により生じた廃棄物 \mathcal{O} 適正 な処理に関すること(当該廃棄物の処理のための補助に係るもの並び

に総務課及び廃棄物規制課の所掌に属するものを除く。)。

六 原子力災害からの環境の再生に関すること(廃棄物処理法第二条第一 項に規定する廃棄物 の適正な処

理に係るものを除き、 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃

棄物 \mathcal{O} 適正な処理に係るも のに関 L しては、 当該 **咳廃棄物** \mathcal{O} 適正な処分のため (T) 施設 の整備を 及び 管理 に関 す

環境再生・資

ることに限る。

七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する原子力災害からの環境の再生に係る技術の総括に関するこ

<u>ک</u> 。

八 中 間 貯 蔵 環境安全事業株式会社 の行う中間 貯蔵 ·環境安全事業株式会社法第七条第一 一項第一 号から

第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関すること。

附則第二項を次のように改める。

(大臣官房環境保健部参事官の設置期間の特例)

2 第十二条第二 項 \mathcal{O} 参 事 官 は 平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(地球環境局参事官の設置期間の特例)

第二十三条の参事 す官は、 平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

3

附則第四項を削る。

附 |則第| 五. 項 0 前 \mathcal{O} 見出 しを削 り、 同項中「第十一条第一項」を 「第四十条」 に改め、 「参事官」 の 下 に

(関 係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。)」を加え、 「平成二十九年七月三十 日

を 「平成三十一年三月三十一日」に改め、 同項を附則第四項とし、 同項の前に見出しとして「(環境再生

・資源循環局参事官の設置期間の特例)」を付する。

附則第六 項中 「第十一条第一 項」 を 「第四十条」に、 「(前項に規定するものを除く。)のうち一人」を

(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。) 」に、「平成三十三年三月三十一日」

を 「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とし、 同項の次に次の一項を加える。

(福島地方環境事務所の設置期間の特例)

6 福島地方環境事務所は、当分の間、置かれるものとする。

附則第七項から第九項までを削る。

附則

(施行期日)

第 条 この 政令 は、 平成二十九年七月十四 日 か ら施行する。

(処分、 申 請 等 に 関 す る経 過 措 置

第二条 ۲ \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 施行 前 に 東 北 地方 環 境事 務 所長が法令の規定によりした登録その他 0 処分又は 通 知その

他 を除く。 の行為 (当該処分又は行為 「処分等」という。 に係る権限がこの は、 福 政 の令の施り 環境事 行後も東北 所長が 地方環境事 務 所長 0 権 限とされる 政 ŧ Ō

島

地

方

務

した処分等とみなし、

この

令

 \mathcal{O}

施

行

前

以下

に 法 令 \mathcal{O} 規 定に、 ょ り 東 北 地 方 環境 事 務 所 長 に 対 L てし た 申 請 届 出 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 為 **当** 該 行 為 に 係 る 権 限 が

 \mathcal{O} 政 令 0 施 行 後も 東北京 地 方 環境事 務 所長 0 権限とされるものを除く。 以 下 中 請 等 という。) は、 福

島 地 方環 境 事 務所長に対して した申請等とみなす。

2 この 政 令 \mathcal{O} 施 行前 に法令 0 規定に ょ り 東北 地 方 環境事 務 所長に対 し報告、 届 出 提 出 I そ の 他 \mathcal{O} 手 続 をし

な け れ ば なら な 1 事 項 **当** 該 手 続 に 係 る権 限 が ک \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 施 行 後 ŧ 東 北 地 方 環 境 事 務 所 長 \mathcal{O} 権 限 とさ れ る

t \mathcal{O} を除く。)で、 この 政令 \mathcal{O} 施 行 前 にその手 続がされて ١ / ない ŧ \mathcal{O} に つ *(*) ては、 れ を、 当 該 法令 \mathcal{O} 規

定により 福 島 地 方環 境 事 務 所長に対 して報告、 届 出 提 出そのは 他 \mathcal{O} 手続をしなければならない · 事 項に つい

てその手 続がされ <u>.</u> **,** \ な 7 ŧ のとみなして、 当該法令の 規定を適 用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 こ の 政 令 の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、 なお従前 の例による。

(臨時水俣病認定審査会令の一部改正)

第四条 臨時水俣病認定審査会令 (平成十二年政令第三百二号) の一部を次のように改正する。

第六条中 「環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課」 を 「環境省大臣官房環境保健部環境

保健企画管理課」に改める。

(環境省国立研究開発法人審議会令の一部改正)

第五条 環境省国立研究開発法人審議会令 (平成二十七年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中 「環境省総合環境政策局総務課」 を 環境省大臣官房総合政策課」 に改める。